

(2) 各市町村の体育施設職員については、次のとおり配置するよう検討する。

ア 運動場

	1 運動場の職員数	県内の合計
主 用 臨 時 務 用 務 員	1 人	99 人
	1	99
	1	99
計	3	127

イ 体育館

	1 体育館の職員数	県内の合計
主 用 臨 時 務 用 務 員	1 人	43 人
	1	43
	1	43
計	3	129

ウ 水泳プール

	1 プールの職員数	県内の合計
主 指 用 臨 時 導 務 用 務 員	1 人	28 人
	1	28
	1	28
	1	28
計	4	116

(3) 野外活動の施設の職員については、次のとおり配置するよう検討する。

ア 総合射撃場

	1 射撃場ごとの職員数	県内の合計
場 次 主 用 臨 時 導 務 用 務 員	1 人	5 人
	1	5
	1	5
	1	5
	2	10
計	6	30

イ キャンプ場

	1 キャンプ場ごとの職員数	県内の合計
場 次 主 指 用 臨 時 導 務 用 務 員	1 人	5 人
	1	5
	1	5
	1	5
	1	5
	2	10
計	7	35